

京都市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第254号

京都市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

京都市市営住宅条例施行規則の一部を次のように改正する。

第23条中「この規則に」を「この規則に定めるもののほか、この規則に」に、「この規則の」を「条例の」に改める。

使用料月額(1区画につき)
4,900 <sup>円</sup>
5,200
6,400
5,200
7,100
6,000
8,700
5,700
5,500
8,300
5,400
5,500
5,500
5,100
6,000
6,100
6,500

使用料月額(1区画につき)			
一般使用		全面使用	
ア	イ	ア	イ
5,040 <sup>円</sup>		3,700 <sup>円</sup>	
5,340		4,000	
6,580		4,930	
5,340		4,000	
7,230		5,420	
6,170		4,620	
8,940		6,680	
5,860	4,620	4,320	3,390
5,650	4,520	4,210	3,390
8,440		6,330	
5,550	4,420	4,110	3,290
5,620		4,210	
5,650	4,520	4,210	3,390
5,240		3,900	
6,140		4,600	
6,270	4,930	4,620	3,690
6,630		4,930	

別表第3 1.備考以外の部分中

6,300			
4,100			
6,000			
5,900			
5,300			
5,000			
4,100			
4,100			
7,500			
4,100			
4,300			
4,200			
4,200			
5,600			
4,800			
4,900			
5,300			
5,900			
7,400			
5,900			
4,700			
5,300			
5,000			
4,900			
5,400			
4,700			
6,200			
6,200			
6,200			
6,300			
6,480		4,830	
4,210		3,080	
6,170		4,620	
6,060		4,520	
5,450		4,010	
5,140		3,800	
4,210		3,080	
4,210		3,080	
7,630		5,720	
4,210		3,080	
4,420		3,290	
4,320		3,180	
4,320		3,180	
5,740		4,300	
4,930		3,690	
5,040		3,700	
5,450		4,010	
6,060		4,520	
7,490		5,610	
6,060		4,520	
4,830	3,800	3,600	2,770
5,450	4,320	4,010	3,180
5,140	4,110	3,800	3,080
5,040		3,700	
5,540	4,420	4,110	3,290
4,830	3,800	3,600	2,770
6,370		4,730	
6,370		4,730	
6,370		4,730	

を

6,100	6,270	4,930	4,620	3,690
4,600	4,730		3,490	
5,800	5,940		4,420	
5,300	5,430	4,320	4,010	3,180
5,700	5,860		4,320	
4,400	4,520		3,390	
10,700	10,840		8,130	
3,800	3,900		2,880	
4,300	4,420		3,290	
6,900	7,060		5,240	
5,100	5,240		3,900	
4,200	4,320		3,180	

に改め、同表備考を次のように改める。

備考1 「一般使用」とは全面使用以外の場合をいい、「全面使用」とは自治会その他の市営住宅の入居者により構成される団体が駐車場の全面につき使用の承認を受けている場合をいう。

2 ア欄は軽自動車（道路運送車両法第3条に規定する軽自動車をいう。以下同じ。）用の区画以外の区画について、イ欄は軽自動車用の区画について、それぞれ適用する。

3 全面使用の場合の使用料月額、ア欄及びイ欄に掲げる額にそれぞれ使用する区画の数を乗じて得た額の合計額とする。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

##### （適用区分）

2 この規則による改正後の京都市市営住宅条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

（都市計画局住宅室住宅管理課）